

議案第82号～第90号

令和6年11月25日

令和6年12月定例議会議案

鈴 鹿 市

議 案 目 次

議案第 82 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について……………	1
議案第 83 号	鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正について……………	13
議案第 84 号	鈴鹿市基金条例の一部改正について……………	43
議案第 85 号	鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について……………	49
議案第 86 号	鈴鹿市水道の布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について……………	59
議案第 87 号	鈴鹿市公共下水道条例の一部改正について……………	65
議案第 88 号	財産の取得について……………	71
議案第 89 号	財産の処分について……………	73
議案第 90 号	指定管理者の指定について……………	75

議案第82号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のよう
に制定する。

令和6年11月25日提出

鈴鹿市長 末松 則子

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(別 紙)

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例の規定を整理するについて、
地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(鈴鹿市職員給与条例の一部改正)

第1条 鈴鹿市職員給与条例（昭和24年鈴鹿市条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>第42条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ</p>	<p>第42条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた</p>

たもの

第42条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられな

もの

第42条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 略

2 略

3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられな

<p>かつた場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>つた場合</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>4～6 略</p>
--	---

(鈴鹿市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正)

第2条 鈴鹿市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和26年鈴鹿市条例第93号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(失職の例外)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(失職の例外)</p> <p>第6条 任命権者は、<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、刑の執行を猶予された者については、情状により特にその職を失わないものとするができる。</p> <p>2 略</p>

(鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部改正)

第3条 鈴鹿市職員退職手当支給条例（昭和31年鈴鹿市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起</p>

訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場

訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 略

2～4 略

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 略

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場

合

(3) 略

6～10 略

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するとき

(3) 略

6～10 略

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するとき

は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該

は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) 略

2～6 略

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第17条 略

2・3 略

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退

<p>退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 略</p>	<p>職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5～8 略</p>
---	---

（鈴鹿市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第4条 鈴鹿市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年鈴鹿市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>（退職報償金支給の制限）</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>（1） <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>（2）～（5） 略</p>	<p>（退職報償金支給の制限）</p> <p>第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。</p> <p>（1） <u>禁錮</u>以上の刑に処せられた者</p> <p>（2）～（5） 略</p>

（鈴鹿市消防団条例の一部改正）

第5条 鈴鹿市消防団条例（平成26年鈴鹿市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>（欠格事由）</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者</p>	<p>（欠格事由）</p> <p>第5条 次の各号のいずれかに該当する者</p>

<p>は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)～(4) 略</p>	<p>は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>(2)～(4) 略</p>
--	---

(鈴鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第6条 鈴鹿市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年鈴鹿市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた公文書に記録されている旧個人情報をこの条例の施行後に自己</p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～5 略</p> <p>6 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第5号に規定する電子個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>7 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた公文書に記録されている旧個人情報をこの条例の施行後に自己</p>

<p>若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>8・9 略</p>	<p>若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の<u>懲役</u>又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>8・9 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定め例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

(鈴鹿市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（次項においてこれらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条の規定による改正後の鈴鹿市職員給与条例第42条の3第1項第1号及び第3項第3号の規定の適

用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(鈴鹿市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の鈴鹿市職員退職手当支給条例第13条第1項及び第5項、第14条第1項第1号並びに第17条第4項並びに鈴鹿市職員退職手当支給条例第17条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 83 号

鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部改正について

鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 月 25 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 23 条第 1 項の規定に基づき、教育に関する事務の一部を教育委員会から市長に移管するについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく職務権限の特例に関する条例（平成27年鈴鹿市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。 <u>以下「法」という。</u> ）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、市長が管理し、及び執行するものとする。 <u>（1）図書館（分館を含む。）、博物館、公民館及び鈴鹿市ふれあいセンターの設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、これらの教育機関のみに係るものを含む。）。</u> <u>（2） 略</u> <u>（3） 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）。</u> <u>（4） 文化財の保護に関すること。</u>	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる事務は、市長が管理し、及び執行するものとする。 <u>（1） 略</u> <u>（2） 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。</u>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の本則第1号若しくは第4号に掲げる事務に係る法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に法令等の規定により教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長のした処分その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(鈴鹿市立公民館条例の一部改正)

- 3 鈴鹿市立公民館条例（昭和46年鈴鹿市条例第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(使用の許可)</p> <p>第6条 公民館の施設又は設備を使用しようとするものは、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可について必要な条件を付することができる。</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、<u>前条第1項の許可を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当</u>するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第6条 公民館の施設又は設備を使用しようとするものは、<u>鈴鹿市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、また同様とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、管理上必要があると認めるときは、前項の許可について必要な条件を付することができる。</p> <p>(許可の制限)</p> <p>第7条 <u>教育委員会</u>は、<u>次の各号のいずれかに該当</u>するときは、使用を許可しない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委</u></p>

不相当と認めるとき。

(使用料)

第8条 第6条第1項の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 第7条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

(4)・(5) 略

(損害賠償)

第10条 使用者は、当該施設又は当該設備を使用中、これを毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

員会が不相当と認めるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、使用許可と同時に、別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、教育委員会において特別の理由があると認めるときは、これを減免することができる。

(使用の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用条件を変更することができる。

(1) 使用許可の申請に偽りがあつたとき。

(2) 使用許可に際し、付された条件に違反したとき。

(3) 第7条各号の規定に該当するとき。

(4)・(5) 略

(損害賠償)

第10条 使用者は、当該施設又は設備を使用中、これを毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営について必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	第11条 この条例に定めるもののほか、公民館の管理運営について必要な事項は、 <u>教育委員会が別に定める</u> 。
--	---

(鈴鹿市文化財保護条例の一部改正)

4 鈴鹿市文化財保護条例（昭和48年鈴鹿市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p><u>目次</u></p> <p><u>第1章 総則（第1条—第3条）</u></p> <p><u>第2章 鈴鹿市指定文化財（第4条—第13条）</u></p> <p><u>第3章 鈴鹿市文化財保護審議会（第14条—第19条）</u></p> <p><u>第4章 委任（第20条）</u></p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1章 総則</u></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法及び三重県文化財保護条例（<u>昭和32年三重県条例第72号</u>。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、<u>市の区域内に存在するもののうち市にとって重要なものについて、その保存及び活用を図り、もつて市民の文化的向上に資することを目的とする。</u></p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法及び三重県文化財保護条例（<u>昭和32年条例第72号</u>。以下「県条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で、<u>市内にあるもののうち重要なものを市が指定し、その保存、活用のため必要な措置を講じ、もつて市民の文化的向上に資することを目的とする。</u></p>

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

(1) 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの
(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料

(2) 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの

(3) 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

(4) 貝塚、古墳、城跡、旧宅その他の遺跡で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。)及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)で学術上価値の高いもの

(財産権等の尊重)

第3条 市長は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重

(定義)

第2条 この条例で「文化財」とは、法第2条第1項に規定するものをいう。

(財産権等の尊重)

第3条 鈴鹿市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、この条例の執行にあた

しなければならない。

第2章 鈴鹿市指定文化財

(指定等)

第4条 市長は、市の区域内に存在する文化財（法及び県条例の規定による指定を受けたものを除く。）のうち市にとって重要なものを鈴鹿市指定文化財（以下「市指定文化財」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定による指定をするときは、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体（無形の文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）の同意を得なければならない。ただし、所有者若しくは権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持団体（以下「所有者等」という。）が指定の申請をし、又は所有者等が判明しない場合は、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による指定（無形の文化財に係るものに限る。）をするときは、当該無形の文化財の保持者又は保持団体を認定しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をするときは、あらかじめ第14条に規定する鈴鹿市文化財保護審議会に諮問しなければならない。

つては、関係者の所有権、その他の財産権を尊重しなければならない。

(鈴鹿市文化財調査会)

第4条 文化財に関する諮問機関として、鈴鹿市文化財調査会（以下「調査会」という。）を置く。

5 市長は、第1項の規定による指定又は第3項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するとともに、当該市指定文化財の所有者等（保持団体にあつては、その代表者）に通知しなければならない。ただし、当該所有者等が判明しない場合の通知については、この限りでない。

6 市長は、第1項の規定による指定（無形の文化財に係るものに限る。）をした後においても、当該指定をした無形の文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として認定することができる。

7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定による認定について準用する。

（指定等の解除）

第5条 市長は、市指定文化財がその価値を失つたとき、その他特別の事由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市長は、市指定文化財（無形のものに限る。）の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められるとき、その保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められるとき、その他特別の事由があるときは、その認定を解除することができる。

3 前条第4項及び第5項の規定は、第1項の規定による指定の解除及び前項の規定による認定の解除について準用する。

4 市指定文化財が法又は県条例の規定による指定を受けたときは、当該市指定文化財の指定及びその保持者又は保持団体の認定は、解除されたものとする。

5 前条第5項の規定は、前項の規定による指定及び認定の解除について準用する。

(管理等の義務)

第6条 市指定文化財の所有者等は、この条例及びこれに基づく規則並びに市長の指示に従い、その管理及び保存に努めなければならない。

(届出)

第7条 市指定文化財の所有者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 所有者又は権原に基づく占有者に変更があつたとき。

(2) 所有者等の氏名若しくは名称又は住所若しくは所在地を変更したとき。

(3) 保持団体の代表者を変更し、構成員に異動を生じたとき。

(4) 市指定文化財（無形のものを除く。次号及び第6号において同じ。）の全部

(管理義務)

第5条 第1条の規定により指定された文化財（以下「市指定文化財」という。）の所有者又は管理責任者（以下「所有者等」という。）は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会の指示に従い、その管理、保護に努めなければならない。

(環境の保全)

第6条 教育委員会は、市指定文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限又は禁止することができる。

又は一部が滅失し、若しくは損傷し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

(5) 市指定文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

(6) 市指定文化財を修理しようとするとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

2 市指定文化財（無形のものに限る。）の保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散し、若しくは消滅したときは、当該保持者の相続人又は当該保持団体の代表者であつた者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（管理等に関する指示又は助言）

第8条 市長は、市指定文化財の所有者等に対し、その管理又は保存に関し必要な指示又は助言をすることができる。

（現状変更等の制限）

第9条 市指定文化財（無形のものを除く。）の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更にあつては維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を行う場合、保存に影響を及ぼす行為にあつては影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、規則で定める。

3 市長は、第1項の許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 市長は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

(公開及び出品)

第10条 市長は、市指定文化財の所有者等に対して、その公開及び出品を勧告することができる。

(補助)

第11条 市長は、市指定文化財の管理又は保存のため多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えられないとき、その他特別の事情があるときは、当該所有者等に対し予算の範囲内で必要な経費の一部を補助することができる。

(調査及び報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、市指定文化財の現状又は管理若しくは修理の状況について調査し、当該市指定文化財の所有者等に対し報告を求めることができる。

(権利義務の承継)

第13条 市指定文化財（無形のものを除く。）の所有者の変更があつたときは、新所有者は、当該市指定文化財に関しこの条例に基づいて行う市長の指示、処分その他

(公開及び出品)

第7条 教育委員会は、市指定文化財の所有者等に対して、その公開及び出品を勧告することができる。

(補助)

第8条 教育委員会は、市指定文化財の保護活用のため多額の経費を要し、所有者等がその負担に堪えられないとき、その他特別の事情があるときは、予算の範囲内で必要な経費の一部を補助することができる。

の措置による旧所有者の権利義務を承継する。

第3章 鈴鹿市文化財保護審議会

(設置)

第14条 法第190条第2項の規定に基づき、鈴鹿市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第15条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、及びその結果を答申する。

- (1) 第4条第1項の規定による指定
- (2) 第4条第3項及び第6項の規定による認定
- (3) 第5条第1項の規定による指定の解除
- (4) 第5条第2項の規定による認定の解除
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 審議会は、文化財の保存及び活用に関する重要事項について市長に建議することができる。

(組織)

第16条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、文化財に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期等)

第17条 委員の任期は、2年とする。ただ

し、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長及び副会長)

第18条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によりこれを定め、その任期は委員の任期とする。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第19条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

第4章 委任

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第9条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(佐佐木信綱記念館条例の一部改正)

5 佐佐木信綱記念館条例（昭和61年鈴鹿市条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第4条 記念館は、その目的達成のため、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める事業</p> <p>(参観時間等)</p> <p>第4条の2 記念館の参観時間は、<u>午前10時から午後4時まで</u>とし、記念館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>2 第6条第1項に規定する資料の特別利用の利用時間は、<u>午前10時から午後4時まで</u>とする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条の3 記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>市長</u>が特に必要と</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 記念館は、その目的達成のため、次に掲げる事業を行うものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、<u>鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）</u>が必要と認める事業</p> <p>(参観時間等)</p> <p>第4条の2 記念館の参観時間は、<u>午前9時から午後4時30分まで</u>とし、記念館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>2 第6条第1項に規定する資料の特別利用の利用時間は、<u>午前9時から午後4時30分まで</u>とする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条の3 記念館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、<u>教育委員会</u>が特に</p>

認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館にすることができる。

(1) 月曜日、火曜日及び第3水曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときを除く。

(2) 略

(施設等の使用の許可)

第5条 資料館の講座室又は和室及びそれらの附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に当たり管理運営上必要な条件を付することができる。

(資料の特別利用の許可)

第6条 調査研究のため、資料の閲覧、撮影、模写等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 略

(許可の基準)

第7条 市長は、第5条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用を許可しないものとする。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

2 前項の規定は、前条第1項の許可につい

必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館にすることができる。

(1) 月曜日及び第3火曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日であるときは、その翌日

(2) 略

(使用の許可)

第5条 資料館の講座室又は和室及びそれらの附属設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に当たり管理運営上必要な条件を付することができる。

(資料の特別利用の許可)

第6条 調査研究のため、資料の閲覧、撮影、模写等（以下「資料の特別利用」という。）をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 略

(許可の基準)

第7条 教育委員会は、第5条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該施設等の使用（以下「使用」という。）を許可しないものとする。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めるとき。

2 前項の規定は、前条第1項の許可につい

て準用する。この場合において、前項中「施設等の使用」とあるのは「資料の特別利用」と、同項第2号中「施設等」とあるのは「資料」と、同項第5号中「使用」とあるのは「特別利用」と読み替えるものとする。

(参観の制限)

第8条 市長は、参観者が次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の参観を制限することができる。

(1) 略

(2) この条例若しくはこれに基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(使用料)

第9条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

3 略

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

て準用する。この場合において、前項第2号中「施設等」とあるのは「資料」と、同項第5号中「教育委員会が使用」とあるのは、「教育委員会が資料の特別利用」と読み替えるものとする。

(参観の制限)

第8条 教育委員会は、参観者が次の各号のいずれかに該当するときは、記念館の参観を制限することができる。

(1) 略

(2) この条例若しくはこれに基づく教育委員会規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(使用料)

第9条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

3 略

(使用料の還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、施設等の使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件又は目的に違反したとき。

(3)・(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 前項の規定は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）について準用する。この場合において、前項中「使用者」とあるのは「利用者」と、「施設等の使用」とあるのは「資料の特別利用」と、同項第2号及び第3号中「使用」とあるのは「特別利用」と、同項第4号中「第7条第1項各号」とあるのは「第7条第2項の規定において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

(原状回復の義務)

第13条 使用者又は利用者は、施設等の使用若しくは資料の特別利用を終了したとき又は第11条第1項（同条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消され、若しくはその効力を停止されたときは、直ちに当該施設等又は当該資料を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第11条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用の条件を変更することができる。

(1) 使用者がこの条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

(2) 使用者が使用の許可の条件又は目的に違反したとき。

(3)・(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めたとき。

2 前項の規定は、第6条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）について準用する。この場合において、前項中「使用者」とあるのは「第6条第1項の許可を受けた者」と、「使用の」とあるのは「資料の特別利用の」と、「使用を」とあるのは「資料の特別利用を」と、同項第4号中「第7条第1項各号」とあるのは「第7条第2項の規定において準用する同条第1項各号」と読み替えるものとする。

(原状回復の義務)

第13条 使用者又は利用者は、施設等の使用又は資料の特別利用を終了したとき又は第11条第1項（同条第2項の規定において準用する場合を含む。）の規定による使用又は資料の特別利用の許可の取消し若しくは停止を受けたときは、直ちに当該施設等又は資料を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

<p>第14条 参観者、使用者又は利用者は、施設等又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>第14条 参観者、使用者又は利用者は、施設等又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
---	---

(鈴鹿市ふれあいセンター条例の一部改正)

6 鈴鹿市ふれあいセンター条例（平成6年鈴鹿市条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認めたこと。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 センターを使用しようとする者は、<u>市長</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 <u>市長</u>は、前項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付することができる。</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 センターは、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が必要と認めたこと。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第5条 センターを使用しようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>2 <u>教育委員会</u>は、前項の許可にセンターの管理運営上必要な条件を付することができ</p>

(許可の基準)

第6条 市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。

- (1) 略
- (2) 特定の政党又は候補者の利害に関する事業を行うと認めたとき。
- (3)～(6) 略
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めたとき。

(利用の制限)

第7条 市長は、センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を制限することができる。

- (1)・(2) 略

(使用料)

第8条 第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 市長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただ

る。

(許可の基準)

第6条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を許可しないものとする。

- (1) 略
- (2) 特定の政党、候補者の利害に関する事業を行うと認めたとき。
- (3)～(6) 略
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が使用を不相当と認めたとき。

(利用の制限)

第7条 教育委員会は、センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利用を制限することができる。

- (1)・(2) 略

(使用料)

第8条 第5条第1項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

2 教育委員会は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただ

し、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センターの使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

- (1) 略
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3)・(4) 略

(特別設備の設置等の制限)

第11条 使用者が、センターに特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者又は利用者は、センターの使用若しくは利用を終了したとき又は第10条の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその効力を停止されたときは、直ちに当該施設又は当該設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者又は利用者は、センターの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、

し、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第10条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の許可条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 略
- (2) 使用の許可条件に違反したとき。
- (3)・(4) 略

(特別設備の設置等の制限)

第11条 使用者が、センターに特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者又は利用者は、センターの使用若しくは利用を終了したとき又は第10条の規定により使用の許可を取り消され、若しくは使用を停止されたときは、直ちに当該施設又は設備を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者又は利用者は、センターの施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めたと

その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	きは、その全部又は一部を免除することができる。 (委任) 第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。
--	--

(鈴鹿市考古博物館条例の一部改正)

7 鈴鹿市考古博物館条例（平成10年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第4条 博物館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 博物館資料に関する<u>専門的及び技術的な調査研究</u>を行うこと。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が必要と認める事業</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第5条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(施設の使用の許可等)</p> <p>第6条 <u>博物館の講堂</u>又は会議室を使用しよ</p>	<p>(事業)</p> <p>第4条 博物館は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 博物館資料に関する<u>専門的、技術的な調査研究</u>を行うこと。</p> <p>(5)～(7) 略</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、<u>鈴鹿市教育委員会</u>（以下「委員会」という。）が必要と認める事業</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第5条 <u>委員会</u>は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、博物館への入館を拒み、又は博物館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(施設の使用又は特別利用の許可)</p> <p>第6条 <u>講堂</u>又は会議室を使用しようとする</p>

うとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 学術研究等のために博物館資料の模写、模型、撮影等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可に博物館の管理運営上必要な条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第7条 市長は、前条第1項又は第2項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

(1)・(2) 略

2 市長は、前条第1項又は第2項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又はその効力を停止することができる。

(1)・(2) 略

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(4) 略

3 前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止によって前条第1項又は第2項の許可を受けた者に損害が生じた場合においても、市はその責めを負わないものとする。

（観覧料等の免除）

第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は使用料を免除すること

者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

2 学術研究等のために博物館資料の模写、模型、撮影等（以下「特別利用」という。）をしようとする者は、あらかじめ委員会の許可を受けなければならない。

3 委員会は、前2項の許可に博物館の管理運営上必要な条件を付することができる。

（許可の取消し等）

第7条 委員会は、前条第1項又は第2項の許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

(1)・(2) 略

2 委員会は、前条第1項又は第2項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は使用若しくは特別利用を停止することができる。

(1)・(2) 略

(3) この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

(4) 略

3 前項の規定による許可の取消し又は使用若しくは特別利用の停止によって前条第1項又は第2項の許可を受けた者に損害が生じた場合においても、市はその責めを負わないものとする。

（観覧料等の免除）

第10条 委員会は、特別の理由があると認めるときは、観覧料又は使用料を免除すること

<p>ができる。</p> <p>(資料の貸出し)</p> <p>第11条 博物館資料は、貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が調査研究又は教育の普及の<u>ため</u>に使用され、かつ、<u>市長</u>が取扱い上の安全性が確保されると認められたときは、貸し出すことができる。</p> <p>(損害賠償の義務)</p> <p>第12条 博物館を利用する者又は前条の<u>規定により</u>博物館資料の貸出しを受けた者は、博物館の施設若しくは設備又は博物館資料を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認められたときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>とができる。</p> <p>(資料の貸出し)</p> <p>第11条 博物館資料は、貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が調査研究又は教育の普及の<u>ため</u>使用され、かつ、<u>委員会</u>が取扱い上の安全性が確保されると認められたときは、貸し出すことができる。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 博物館を利用する者又は前条の博物館資料の貸出しを受けた者は、博物館の施設若しくは設備又は博物館資料を滅失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認められたときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
---	--

(鈴鹿市資料館条例の一部改正)

8 鈴鹿市資料館条例（平成17年鈴鹿市条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（以下「郷土資料」という。）の保存及び活用を図り、<u>もって</u>市民の文化の向上</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 郷土の考古、歴史、民俗等に関する資料（以下「郷土資料」という。）の保存及び活用を図り、市民の文化の向上に資す</p>

に資するため、鈴鹿市資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

（事業）

第3条 資料館は、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

（参観時間）

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、参観時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（参観の制限）

第6条 市長は、参観者が次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の参観を制限することができる。

(1)～(4) 略

(5) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

るため、鈴鹿市資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

（事業）

第3条 資料館は、その設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、鈴鹿市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

（参観時間）

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、参観時間を変更することができる。

（休館日）

第5条 資料館の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 展示の変更期間又は資料の整理期間

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館することができる。

（参観の制限）

第6条 教育委員会は、参観者が次の各号のいずれかに該当するときは、資料館の参観を制限することができる。

(1)～(4) 略

(5) この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が参観を不相当と認めたとき。

(閲覧又は利用の許可)

第7条 郷土資料の閲覧又は利用をしようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に関し、管理運営上必要な条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、前条第1項の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又はその効力を停止することができる。

(1)・(2) 略

(3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障を来すおそれのあるとき。

2 前項の規定による許可の取消し又はその効力の停止によって前条第1項の許可を受けたものに損害が生じた場合においても、市はその責めを負わないものとする。

(資料の貸出し)

第9条 郷土資料の貸出しは、行わない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第10条 郷土資料又は施設若しくは設備を汚損し、損傷し、又は滅失したものは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しな

(6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が参観を不相当と認めたとき。

(閲覧又は利用の許可)

第7条 郷土資料の閲覧又は利用をしようとするものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に関し、管理運営上必要な条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、前条の許可を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は閲覧若しくは利用を停止することができる。

(1)・(2) 略

(3) この条例又はこれに基づく教育委員会規則に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障をきたすおそれのあるとき。

2 前項の規定による許可の取消し又は閲覧若しくは利用の停止によって前条の許可を受けたものに損害が生じた場合においても、市はその責めを負わないものとする。

(資料の貸出し)

第9条 郷土資料の貸出しは、行わない。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第10条 郷土資料又は施設若しくは設備を汚損し、損傷し、又は滅失したものは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しな

<p>なければならない。ただし、<u>市長</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>	<p>なければならない。ただし、<u>教育委員会</u>が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、<u>教育委員会規則</u>で定める。</p>
--	--

(鈴鹿市立図書館条例の一部改正)

9 鈴鹿市立図書館条例（平成27年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(名称等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 鈴鹿市立図書館に視聴覚室及びロビーを置く。</p> <p>3 略</p> <p>4 鈴鹿市立図書館江島分館にギャラリーを置く。</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、図書館に入館する者（第12条において「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>図書館への入館を制限し、若しくは禁止し、又は図書館からの退去を命ずることができる。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長</u>が適当でないと認めるとき。</p>	<p>(名称等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 鈴鹿市立図書館に<u>会議室</u>、視聴覚室及びロビーを置く。</p> <p>3 略</p> <p>4 鈴鹿市立図書館江島分館にギャラリー<u>（和室を含む。以下同じ。）</u>を置く。</p> <p>(入館の制限)</p> <p>第4条 <u>鈴鹿市教育委員会</u>（以下「<u>教育委員会</u>」という。）は、図書館に入館する者（第12条において「入館者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>入館を制限することができる。</u></p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、<u>教育委員会</u>が適当でないと認めるとき。</p>

2 市長は、図書館の管理運営上支障を来すおそれがあると認めるときは、図書館の資料の閲覧、貸出し等を制限し、又は禁止することができる。

(使用の許可)

第5条 図書館の施設（第2条第2項及び第4項に掲げる施設に限る。次条第2項、第7条及び第11条において同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に当たり、必要な条件を付すことができる。

3 略

(許可の基準)

第6条 使用の許可の基準は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1) 鈴鹿市立図書館 次のいずれかの事業を行うこと。

ア 略

イ 学校教育、社会教育等に関する事業で市長が必要と認めた事業

(2) 鈴鹿市立図書館江島分館 次のいずれかの事業を行うこと。

ア 略

イ 学校教育、社会教育等に関する事業で市長が必要と認めた事業

ウ 略

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業

(使用の許可)

第5条 図書館の施設（第2条第2項及び第4項に掲げる施設に限る。次条第2項、第7条及び第11条において同じ。）を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可に当たり、必要な条件を付すことができる。

3 略

(許可の基準)

第6条 使用の許可の基準は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるとおりとする。

(1) 鈴鹿市立図書館 次のいずれかの事業を行うこと。

ア 略

イ 学校教育、社会教育等に関する事業で教育委員会が必要と認めた事業

(2) 鈴鹿市立図書館江島分館 次のいずれかの事業を行うこと。

ア 略

イ 学校教育、社会教育等に関する事業で教育委員会が必要と認めた事業

ウ 略

エ ア及びイに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前条第1項の許可を受けようとする者が第4条第1号から第5号まで又は第7号のいずれかに該当するときは、図書館の施設の使用を許可しないものとする。

(使用料)

第7条 図書館の施設の使用料は、無料とする。ただし、ギャラリーを使用する場合で前条第1項第2号ア及びイに掲げる事業以外の事業を行うために使用するとき、第5条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1)～(3) 略

(損害賠償の義務)

第12条 入館者又は使用者は、図書館の施設又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害相当額を賠償しなければならない。ただ

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、前条第1項の許可を受けようとする者が第4条第1号から第5号まで又は第7号のいずれかに該当するときは、図書館の施設の使用を許可しないものとする。

(使用料)

第7条 図書館の施設の使用料は、無料とする。ただし、ギャラリーを使用する場合で前条第1項第2号アに掲げる事業以外の事業を行うために使用するとき、第5条第1項の規定による許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、当該許可と同時に別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

(1)～(3) 略

(損害賠償の義務)

第12条 入館者又は使用者は、図書館の施設又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害相当額を賠償しなければならない。ただ

し、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(鈴鹿市立図書館協議会)

第13条 略

2～5 略

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

し、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(鈴鹿市立図書館協議会)

第13条 略

2～5 略

6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

鈴鹿市基金条例の一部改正について
鈴鹿市基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年11月25日提出

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市基金条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

一般会計に属する各基金の名称及び目的を明文するほか、所要の規定整備を行うについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市基金条例の一部を改正する条例

鈴鹿市基金条例（昭和51年鈴鹿市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第241条第1項の規定に基づき、他の条例で設置するものほか、別表中欄に掲げる基金を同表右欄に掲げる目的のために設置する。</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>財政の健全な運営と、予算で定める諸種の目的のため、鈴鹿市基金（以下「基金」という。）を設置するものとする。</u></p>
<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる額は、<u>一般会計予算で定める。</u></p>	<p>(積立て)</p> <p>第2条 基金として積み立てる<u>ことのできる</u>額は、<u>次の各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) <u>毎年度予算に定める額</u></p> <p>(2) <u>地方財政法（昭和23年法律第109号。以下「法」という。）第4条の3第1項、第7条第1項及び第2項に定める額</u></p>
<p>2 <u>法第233条の2ただし書の規定により、各会計年度において決算上剰余金が生じたときは、その2分の1以上に相当する金額を財政調整基金に積み立てることができる。</u></p>	<p>2 <u>前項第2号の金額については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条の2ただし書の規定により積み立てることができるものとする。</u></p>

(管理)

第3条 略

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(処分)

第6条 基金は、その設置の目的を達成するための財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

別表 (第1条関係)

区分	名称	目的
1	財政調整基金	地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定により、年度間の財源の不均衡の調整を行い、財政の健全な運営に資するための財源に充てること。
2	地方債減債基金	市債の償還に要する経費の財源に充てること。
3	社会福祉事業振興基金	社会福祉事業の振興に要する経費の財源に充てること。
4	緑の基金	公共施設の緑化に要する経費の財源に充てること。
5	文化振興基金	文化芸術の振興及び文化財の保存活用に必要な経費の財源に充てること。
6	ふるさと	中山間地域における農業

(管理)

第3条 略

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。

(処分)

第6条 基金は、積み立てた目的のため又は法第4条の4各号に定める財源に充てる場合に限り、処分することができる。

	水と土保全基金	及び農村の多面的機能を確保する活動の支援に要する経費の財源に充てること。
7	公共施設整備保全基金	公共施設の整備及び維持管理に要する経費の財源に充てること。
8	すずか応援基金	すずか応援寄附金（市を応援するために寄せられた寄附金をいう。）を活用した事業に要する経費の財源に充てること。
9	まちづくり応援基金	社会的な課題の解決を図り、もって不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与するために市民が自発的に行う非営利の活動の活性化に要する経費の財源に充てること。
10	森林環境基金	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第1条の規定による森林の整備及びその促進に要する経費の財源に充てること。
11	子ども未来基金	子育て支援事業の推進に要する経費及び児童養護施設等の退所者の自立に向けた支援に要する経費

		<u>の財源に充てること。</u>
12	<u>企業版ふるさと納税基金</u>	<u>地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費の財源に充てること。</u>
13	<u>企業立地振興基金</u>	<u>産業の集積、雇用の機会の確保及び経済の活性化に要する経費の財源に充てること。</u>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（鈴鹿市企業版ふるさと納税基金条例の廃止）

2 鈴鹿市企業版ふるさと納税基金条例（令和6年鈴鹿市条例第17号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行の際現に改正前の鈴鹿市基金条例の規定により積み立てられた公共施設整備基金は、改正後の鈴鹿市基金条例の規定により積み立てられた公共施設整備保全基金とみなす。

4 この条例の施行の際現に第2項の規定による廃止前の鈴鹿市企業版ふるさと納税基金条例の規定により積み立てられている鈴鹿市企業版ふるさと納税基金は、改正後の鈴鹿市基金条例の規定により積み立てられた企業版ふるさと納税基金とみなす。

。

議案第 8 5 号

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場を設置するほか、鈴鹿市立体育館等の使用料を改定するについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鈴鹿市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和57年鈴鹿市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前																		
(名称及び位置)	(名称及び位置)																		
第2条 運動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	第2条 運動施設の名称及び位置は、次のとおりとする。																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>鼓ヶ浦サン・スポーツランド</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td><u>鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場</u></td> <td>鈴鹿市寺家三丁目 <u>14番1号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	鼓ヶ浦サン・スポーツランド	略	<u>鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場</u>	鈴鹿市寺家三丁目 <u>14番1号</u>	略	略	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>鼓ヶ浦サン・スポーツランド</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	鼓ヶ浦サン・スポーツランド	略	略	略
名称	位置																		
略	略																		
鼓ヶ浦サン・スポーツランド	略																		
<u>鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場</u>	鈴鹿市寺家三丁目 <u>14番1号</u>																		
略	略																		
名称	位置																		
略	略																		
鼓ヶ浦サン・スポーツランド	略																		
略	略																		
(使用時間)	(使用時間)																		
第2条の4 運動施設の使用時間は、次のとおりとする。	第2条の4 運動施設の使用時間は、次のとおりとする。																		
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td>4月1日から9月30日までは午前9時か</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用時間	略	略	略	4月1日から9月30日までは午前9時か	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td>4月1日から9月30日までは午前9時か</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用時間	略	略	略	4月1日から9月30日までは午前9時か						
名称	使用時間																		
略	略																		
略	4月1日から9月30日までは午前9時か																		
名称	使用時間																		
略	略																		
略	4月1日から9月30日までは午前9時か																		

石垣池公園陸上 競技場	ら日没まで 10月1日から翌年3 月31日までは午前9 時から午後5時まで
略	略

2・3 略

(休業日)

第2条の5 運動施設の休業日は、次のとおりとする。

名称	休業日
略	略
略	12月28日から翌年 1月4日までの日
鼓ヶ浦サン・スポ ーツランド	1月4日までの日
鼓ヶ浦サン・スポ ーツランド多目的 スポーツ広場	
略	

2・3 略

(使用の許可等)

第3条 略

2 略

3 第1項の場合において、鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場の使用（一般公開日における個人の使用に限る。）の許可を受けようとする者は、あらかじめ市長の登録を受けなければならない。

石垣池公園陸上競 技場	ら日没まで 10月1日から翌年3 月31日までは午前9 時から午後5時まで
略	略

2・3 略

(休業日)

第2条の5 運動施設の休業日は、次のとおりとする。

名称	休業日
略	略
略	12月28日から翌年 1月4日までの日
鼓ヶ浦サン・スポ ーツランド	1月4日までの日
略	

2・3 略

(使用の許可)

第3条 略

2 略

別表第1（第6条関係）

略

略

備考

1～6 略

7 電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、電灯を使用した時間に次の表に掲げる額を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

区分	1時間当たりの額		
	<u>競技場の使用面積がその床面積の2分の</u>	<u>競技場の使用面積がその床面積の3分の</u>	<u>競技場の使用面積がその床面積の3分の</u>

別表第1（第6条関係）

略

略

備考

1～6 略

7 電灯を使用した場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、電灯を使用した時間に次の表に掲げる額（電灯の一部を使用した場合にあつては、次の各号に掲げる区分に応じ、次の表に掲げる額に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

(1) 使用する電灯が3分の1を超え2分の1以下である場合 2分の1

(2) 使用する電灯が3分の1以下である場合 3分の1

区分	1時間当たりの額

		<u>1を超 える場 合</u>	<u>1を超 え2分 の1以 下であ る場合</u>	<u>1以下 である 場合</u>
正 体 育 館	全点 灯	4,000円	2,000円	1,330円
	半点 灯	2,000円	1,000円	660円
副 体 育 館	全点 灯	1,600円	800円	530円
	半点 灯	800円	400円	260円

8 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に次の表に掲げる額を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

正体育館	4,000円
副体育館	1,600円

8 冷暖房設備を使用した場合の使用料は、使用した時間に次の表に掲げる額（競技場の一部を使用した場合にあっては、次の各号に掲げる区分に応じ、次の表に掲げる額に当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額））を乗じて得た額を使用料に加算した額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。

(1) 競技場の使用面積がその床面積の3分の1を超え2分の1以下である場合 2分の1

(2) 競技場の使用面積がその床面積

の 3 分の 1 以下である場合 3 分の

1

区分	1 時間当たりの額		
	競技場の 使用面積 がその床 面積の 2 分の 1 を 超える場 合	競技場の 使用面積 がその床 面積の 3 分の 1 を 超え 2 分 の 1 以下 である場 合	競技場の 使用面積 がその床 面積の 3 分の 1 以 下である 場合
正体 育館	9,900円	4,950円	3,300円
副体 育館	3,960円	1,980円	1,320円
会議 室	490円		

9～11 略

別表第 3（第 6 条関係）

略

時間区 分	①	②	③	④
使用区 分	午前 9 時 から 正午 まで	午後 1 時 から 午後 5 時 まで	午後 6 時 から 午後 9 時 まで	午前 9 時から 午後 9 時まで

区分	1 時間当たりの額
正体育館	9,900円
副体育館	3,960円
会議室	490円

9～11 略

別表第 3（第 6 条関係）

略

時間区 分	①	②	③	④
使用区 分	午前 9 時 から 正午 まで	午後 1 時 から 午後 5 時 まで	午後 6 時 から 午後 9 時 まで	午前 9 時から 午後 9 時まで

略					
会	略	略	略	略	略
議	会	330円	440円	550円	<u>1,320円</u>
室	議				
	室				

備考

略

別表第11（第6条関係）

1 略

略

2 鼓ヶ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場使用料

使用区分	時間区分		午前9時から午後5時まで
	入場料等を徴収しない場合	スポーツのため使用する場合	学校以外
	スポーツ以外の目的で使用する場合		<u>23,630円</u>
入場料等を徴収する場合	スポーツのため使用する場合	学校以外	<u>5,270円</u> <u>10,540円</u>
	スポーツ以外の目的で使用する場合		<u>59,020円</u>
一般公開日に	中学生以下		<u>150円</u>
	高校生及び一般		<u>300円</u>

略					
会	略	略	略	略	略
議	会	330円	440円	550円	<u>1,980円</u>
室	議				
	室				

備考

略

別表第11（第6条関係）

略

略

おける		
個人の		
使用の		
場合		

備考

1～4 略

5 使用の準備又は現状回復のために鼓ケ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場を使用する場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

6～9 略

別表第12（第6条関係）

鼓ケ浦サン・スポーツランド及び鼓ケ浦サン・スポーツランド多目的スポーツ広場設備器具使用料

時間区分	①	②	使用区分及び設備器具の名称
照明設備（テニスコート及びフットサルコートに限る。）	1面1時間につき		330円
テニスラケット	1本につき		50円

備考

1～4 略

5～8 略

別表第12（第6条関係）

鼓ケ浦サン・スポーツランド設備器具使用料

時間区分	使用区分及び設備器具の名称	午前9時から午後9時まで
		330円
照明設備（テニスコート及びフットサルコートに限る。）	1面1時間につき	
テニスラケット	1本につき	50円

テニスボール	1個につき		30円	テニスボール	1個につき		30円
フットサルボール	1個につき		60円	フットサルボール	1個につき		60円
スケートボード	1枚につき	100円					
スケートボードヘルメット	1個につき	50円					
スケートボードパッドセット	1セットにつき	50円					
シャワー	1人1回につき		100円	シャワー	1人1回につき		100円
机	1脚につき		30円	机	1脚につき		30円
補助椅子	1脚につき		30円	補助椅子	1脚につき		30円
備考 1・2 略				備考 1・2 略			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1、別表第3、別表第11及び別表第12の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第 86 号

鈴鹿市水道の布設工事監督者の資格等を定める条例の一部改正について
鈴鹿市水道の布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市水道の布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改正する条例
(別 紙)

提案理由

水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準
を改めるについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市水道の布設工事監督者の資格等を定める条例の一部を改正する条例

鈴鹿市水道の布設工事監督者の資格等を定める条例（平成24年鈴鹿市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学<u>において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に</u></p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。以下同じ。）<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) 学校教育法による大学<u>の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を</u></p>

する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校（次号において「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。次号において同じ。）、5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(5) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校（次号において「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する

有する者

(3) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

技術上の実務に従事した経験を有する者
(4年以上水道に関する技術上の実務に
従事した経験を有する者に限る。)

(7) 10年以上水道等の工事に関する技術
上の実務に従事した経験を有する者(5
年以上水道の工事に関する技術上の実務
に従事した経験を有する者に限る。)

(8) 略

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定
める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規
定する学校において土木工学科若しくは
土木科又はこれらに相当する課程を修め
て卒業した後(学校教育法による専門職
大学の前期課程にあつては、修了した
後)、同条第1号に規定する学校を卒業
した者については3年以上、同条第3号
に規定する学校を卒業した者(同法によ
る専門職大学の前期課程にあつては、修
了した者)については5年以上、同条第
5号に規定する学校を卒業した者につい
ては7年以上水道に関する技術上の実務
に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規
定する学校において工学、理学、農学、
医学若しくは薬学の課程又はこれらに相
当する課程(土木工学科及び土木科並び
にこれらに相当する課程を除く。)を修
めて卒業した後(学校教育法による専門

(5) 10年以上水道の工事に関する技術上
の実務に従事した経験を有する者

(6) 略

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定
める資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により布設工事監督者で
ある資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規
定する学校において土木工学以外の工
学、理学、農学、医学若しくは薬学に関
する学科目又はこれらに相当する学科目
を修めて卒業した後(学校教育法による
専門職大学の前期課程にあつては、修了

職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 上下水道事業管理者が別に定めるところにより、前3号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 上下水道事業管理者が別に定めるところにより、前2号に掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

鈴鹿市公共下水道条例の一部改正について

鈴鹿市公共下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市公共下水道条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

排水設備指定工事店の指定の基準を改めるほか、下水道法の一部改正に伴う所要の規定整備を行うについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市公共下水道条例の一部を改正する条例

鈴鹿市公共下水道条例（平成7年鈴鹿市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前
<p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第6条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令並びにこの条例の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して、管理者に提出し、その確認を受けなければならない。<u>ただし、法第25条の10第1項の認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に係る雨水貯留浸透施設の設置を行おうとする場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>前項本文の確認を受けた者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出</u></p>	<p>(排水設備等の計画の確認)</p> <p>第6条 排水設備又は法第24条第1項の規定によりその設置について許可を受けるべき排水施設（以下これらを「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令並びにこの条例の規定に適合するものであることについて、申請書に必要な書類を添付して、管理者に提出し、その確認を受けなければならない。<u>確認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>2 <u>前項後段の場合において、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りるものとする。</u></p>

て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、その旨を管理者に届け出ることをもって足りるものとする。

(排水設備指定工事店の指定)

第7条 排水設備等の新設等の工事（次の各号に掲げる工事を除く。以下「排水設備工事」という。）は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

(1) 管理者が定める軽微な工事

(2) 当該排水設備等の形状等を勘案し、指定工事店以外の者が行うことが適当なものとして管理者が定める工事

(3) 法第25条の17又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第18条の規定に基づき日本下水道事業団が行う雨水貯留浸透施設の設置の工事

2・3 略

(指定の基準等)

第7条の3 管理者は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。

(1) 三重県内に排水設備工事の事業を行う営業所（以下「営業所」という。）がある者であること。

(2) 公益財団法人三重県下水道公社（以下「公社」という。）が実施する排水設

(排水設備指定工事店の指定)

第7条 排水設備等の新設等の工事（管理者が定める軽微な工事を除く。以下「排水設備工事」という。）は、管理者の指定を受けた者（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

2・3 略

(指定の基準等)

第7条の3 管理者は、第7条第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定を行うものとする。

(1) 公益財団法人三重県下水道公社（以下「公社」という。）が実施する排水設

<p>備工事責任技術者試験に合格し、会社の合格者名簿に登載され、下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の<u>交付を受けた者</u>（以下「責任技術者」という。）を<u>営業所ごとに選任していること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>	<p>備工事責任技術者試験に合格し、会社の合格者名簿に登載され、下水道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）を<u>発行された者</u>（以下「責任技術者」という。）が<u>1名以上専属している者であること。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>三重県内に排水設備工事業を行う営業所</u>（以下「営業所」という。）がある者であること。</p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第7条の3第1項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る指定及び更新について適用し、同日前の申請に係る指定及び更新については、なお従前の例による。

財産の取得について
次のとおり土地を取得する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 土地の所在地 | 鈴鹿市平野町字石丸 7 7 0 8 番 1 2 外 1 1 筆 |
| 2 | 土地の面積 | 9, 7 0 5. 4 6 m ² |
| 3 | 取得予定価格 | 1, 4 1 4, 3 6 4, 6 5 5 円 |
| 4 | 取得の相手方 | 鈴鹿市神戸一丁目 1 8 番 1 8 号
鈴鹿市土地開発公社
理事長 杉野 浩二 |

提案理由

財産を取得するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この議案を提出する。

財産の処分について
次のとおり土地を処分する。

令和 6 年 1 1 月 2 5 日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 土地の所在地 | 鈴鹿市国府町字石丸 7 7 8 0 番 3 外 2 筆 |
| 2 | 土地の面積 | 2 3, 2 3 9. 1 7 m ² |
| 3 | 処分予定価格 | 5 5 4, 3 5 8, 3 9 3 円 |
| 4 | 処分の相手方 | 東京都港区南青山二丁目 1 番 1 号
本田技研工業株式会社
代表執行役 三部 敏宏 |

提案理由

財産を処分するについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、この議案を提出する。

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定する。

令和6年11月25日提出

鈴鹿市長 末松 則子

1 管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地

(1) 名称 ベルホーム

所在地 鈴鹿市江島町3447番地の5

(2) 名称 鈴鹿市第1療育センター

所在地 鈴鹿市西条五丁目118番地の3

(3) 名称 鈴鹿市第2療育センター

所在地 鈴鹿市岡田町701番地

2 指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者の氏名

名称 社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会

所在地 鈴鹿市神戸地子町383番地の1

代表者の氏名 会長 亀井 秀樹

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

提案理由

指定管理者を指定するについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この議案を提出する。